令和6年度 介護保険サービス事業運営に係る 留意事項について

(介護予防) 特定施設入居者生活介護

県南広域振興局 長寿社会課

説明項目

- 1 令和6年度介護報酬改定について(各種加算等)
- 2 令和6年度介護報酬改定について(運営基準等)
- 3 令和6年度で経過措置が終了する事項について

1 令和6年度介護報酬改定について (各種加算等)

1. (3) ⑫ 特定施設入居者生活介護等における夜間看護体制の強化

概要

【特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】

○ 夜間の看護職員の体制を強化し、医療的ケアを要する者の積極的な受入れを促進する観点から、特定施設入居者 生活介護等における夜間看護体制加算を見直し、「夜勤又は宿直の看護職員の配置」を行う場合について評価する 新たな区分を設ける。その際、現行の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見 直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>

夜間看護体制加算 10単位/日



<改定後>

夜間看護体制加算(Ⅰ) 18単位/日(新設) 夜間看護体制加算(**Ⅱ) 9**単位/日(変更)

算定要件等

- <夜間看護体制加算(I)>(新設)
 - (1) 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
 - (2) <u>夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を</u> 確保していること。
 - (3) 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- <夜間看護体制加算(Ⅱ)> ※現行の夜間看護体制加算の算定要件と同様
 - (1) 夜間看護体制加算(I)の(1)及び(3)に該当すること。
 - (2) 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

4

1. (3) ③ 特定施設入居者生活介護等における医療的ケアの推進に向けた 入居継続支援加算の見直し

概要

【特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】

○ 医療的ケアを要する者が一定数いる特定施設入居者生活介護等において、入居者の医療ニーズを踏まえた看護職員によるケアを推進する観点から、医療的ケアを必要とする者の範囲に尿道カテーテル留置、在宅酸素療法及びインスリン注射を実施している状態の者を追加する見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>

入居継続支援加算(I)36単位/日

入居継続支援加算(Ⅱ)22単位/日



<改定後> 変更なし

変更なし

算定要件等

< 入居継続支援加算(I) >

- (1) 又は(2) のいずれかに適合し、かつ、(3) 及び(4) のいずれにも適合すること。
- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(※1)を必要とする者の占める割合が入居者の100 分の15以上であること。
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(※1)を必要とする者及び次のいずれかに該当する状態(※2)の者の占める割合が入居者の100分の15以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
 - ※1 ①口腔内の喀痰吸引、②鼻腔内の喀痰吸引、③気管カニューレ内部の喀痰吸引、④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、⑤経鼻経管栄養 ※2 ①尿道カテーテル留置を実施している状態、②在宅酸素療法を実施している状態、③インスリン注射を実施している状態
- (3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上(※3)であること。
 - ※3 テクノロジーを活用した複数の機器(見守り機器、インカム、記録ソフト等のICT、移乗支援機器等)を活用し、利用者に対するケアのアセスメント・評価や人員体制の見直しを行い、かつ安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する事項を実施し、機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討等を行う場合は、当該加算の介護福祉士の配置要件を「7又はその端数を増すごとに1以上」とする。
- (4) 人員基準欠如に該当していないこと。
- <入居継続支援加算(Ⅱ) >

入居継続支援加算(I)の(1)又は(2)のいずれかに適合し($\cancel{\times}$ 4)、かつ、(3)及び(4)のいずれにも適合すること。 $\cancel{\times}$ 4 ただし、(1)又は(2)に掲げる割合は、それぞれ100分の5以上100分の15未満であること。

5

1. (3) ⑩ 協力医療機関との連携体制の構築

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を 行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を 構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - アー以下の要件を満たす協力医療機関(③については病院に限る。)を定めることを義務付ける(複数の医療機関を定める) ことにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。)。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて 連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。
 - ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行 い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医 療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
 - ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させる ことができるように努めることとする。

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

- 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅 医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行 う。【省令改正】
 - ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
 - ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医 療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
 - ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させる ことができるように努めることとする。

1. (3) (20) 協力医療機関との定期的な会議の実施

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介 護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護について、協力医療機関との実 効性のある連携体制を構築するため、入所者または入居者(以下「入所者等」という。)の現病歴等の情報共有を 行う会議を定期的に開催することを評価する新たな加算を創設する。
- また、特定施設における医療機関連携加算について、定期的な会議において入居者の現病歴等の情報共有を行う よう見直しを行う。【告示改正】

単位数

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】

<現行>

<改定後>

なし

協力医療機関連携加算

(2) それ以外の場合

協力医療機関が(1) 右記の①~③の要件を満たす場合 100単位/月(令和6年度) 50単位/月(令和7年度~)(新設) 5 単位/月(新設)

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護】

<現行>

<改定後>

医療機関連携加算 80単位/月

協力医療機関連携加算

協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合 100単位/月 (変更)

(2)それ以外の場合

40単位/月(変更)

【認知症対応型共同生活介護】

<現行>

<改定後>

なし

協力医療機関連携加算

協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合 100単位/月 (新設)

(2)それ以外の場合

40単位/月(新設)

(協力医療機関の要件)

- ① 入所者等の病状が急変した場合等 において、医師又は看護職員が相談 対応を行う体制を常時確保している
- ② 高齢者施設等からの診療の求めが あった場合において、診療を行う体 制を常時確保していること。
- ③ 入所者等の病状が急変した場合等 において、入院を要すると認められ た入所者等の入院を原則として受け 入れる体制を確保していること。

算定要件等

協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。(新設)

2 令和6年度介護報酬改定について (運営基準等)

2. (1) ⑰ 特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理の強化

概要

【特定施設入居者生活介護★】

○ 全ての特定施設入居者生活介護において口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、入居者の状態に応じた 適切な口腔衛生管理を求める観点から、特定施設入居者生活介護等における口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加 算の算定要件の取組を一定緩和した上で、基本サービスとして行うこととする。その際、3年間の経過措置期間を 設けることとする。【省令改正】

単位数

<現行>

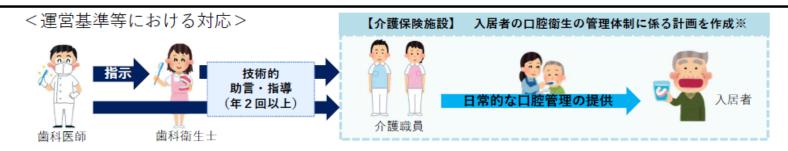
口腔衛生管理体制加算 30単位/月



<改定後> 廃止

基準

- <運営基準(省令)>(※3年間の経過措置期間を設ける)
- ・ 「利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備 し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。」ことを規定。



※歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施し、 当該技術的助言及び指導に基づき入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成する。

3.(2) ④ 生産性向上に先進的に取り組む特定施設における 人員配置基準の特例的な柔軟化①

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護】

○ テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、令和4年度及び令和5年度に実施された介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業の結果等も踏まえ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たって必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等のテクノロジーの複数活用(3.(2)③と同じ。)及び職員間の適切な役割分担の取組等により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる特定施設について、見直しを行う。【省令改正】

基準

○ 特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、要件を満たす場合は、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3(要支援者の場合は10)又はその端数を増すごとに0.9以上であること」とすることとする。

<現行>

利用者	介護職員 (+看護職員)
3 (要支援の場合は10)	1

<改定後(特例的な基準の新設)>

利用者	介護職員 (+看護職員)
3 (要支援の場合は10)	0.9

(要件)

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の 負担軽減に資する方策を検討するための委員会において 必要な安全対策について検討等していること
- ・見守り機器等のテクノロジーを複数活用していること
- ・職員間の適切な役割分担の取組等をしていること
- ・上記取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担 軽減が行われていることがデータにより確認されること

※安全対策の具体的要件

- ①職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ②緊急時の体制整備(近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等)
- ③機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)
- ④職員に対する必要な教育の実施
- ⑤訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

3.(2) ④ 生産性向上に先進的に取り組む特定施設における 人員配置基準の特例的な柔軟化②

基準 (続き)

○ 人員配置基準の特例的な柔軟化の申請に当たっては、テクノロジーの活用や職員間の適切な役割分担の取組等の開始後、これらを少なくとも3か月以上試行し(試行期間中においては通常の人員配置基準を遵守すること)、現場職員の意見が適切に反映できるよう、実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会において安全対策や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減が行われていることをデータ等で確認するとともに、当該データを指定権者に提出することとする。

注:本基準の適用に当たっては、試行を行った結果として指定権者に届け出た人員配置を限度として運用することとする。

- 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることの確認については、試行前後を比較することにより、以下の事項が確認される必要があるものとする。
 - i 介護職員の総業務時間に占める利用者のケアに当てる時間の割合が増加していること
 - ii 利用者の満足度等に係る指標 (※1) において、本取組による悪化が見られないこと
 - iii 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間が短縮していること
 - iv 介護職員の心理的負担等に係る指標(※2)において、本取組による悪化が見られないこと
 - ※1 WHO-5等
 - ※ 2 SRS-18等
- 柔軟化された人員配置基準の適用後、一定期間ごとに、上記 i ~iv の事項について、指定権者に状況の報告を行うものとすること。また、届け出た人員配置より少ない人員配置を行う場合には、改めて試行を行い、必要な届出をするものとする。なお、過去一定の期間の間に行政指導等を受けている場合は、当該指導等に係る事項について改善している旨を指定権者に届け出ることとする。

3 令和6年度から義務化される事項について

1. 業務継続計画(BCP)の策定(その1)

感染症や災害への対応力強化を図るために義務化

- ① 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する当該サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に実施すること
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

1. 業務継続計画(BCP)の策定(その2)

- ▶ <u>感染症に係る</u>業務継続計画の記載内容
- ▶ ① 平時からの備え(体制構築・整備、感染防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保等)
- ② 初動対応
- ▶ ③ 感染拡大防止体制の確保(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

- ▶ 厚生労働省HP参照
- ▶ 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続 ガイドライン」 14

1. 業務継続計画(BCP)の策定(その3)

災害に係る業務継続計画の記載内容

- ① 平時からの備え(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- ② 緊急時の対応 (業務継続計画の発動基準、対応体制等)
- ③ 他施設及び地域との連携

厚生労働省HP 参照

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

<u>◎業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入</u>

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】…所定単位数の100分の3

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合(新設)
- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に 実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続 計画)を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
- ※業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。

2. 虐待の防止(その1)

利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応の観点から次の措置を講じること。

① 虐待防止検討委員会の設置

- 虐待の防止のための対策を検討する「委員会(リモート会議等可)」を**定期的**に開催するとともに、その結果について従業者に周知 徹底を図ること
- ※周知した記録(研修記録等)を残す
- ※構成メンバーは管理者を含む幅広い職種で、メンバーの責務及び役割 分担を明確にする

2. 虐待の防止(その2)

委員会における具体的な検討事項(想定)

- ・委員会その他事業所内の組織に関すること
- ・指針の整備に関すること
- ・職員研修の内容に関すること
- ・従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・従業者が虐待を把握した場合に市町への通報が迅速に行なわれるための方法
- ・発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策
- ・「再発防止策」を講じた際に、その効果についての評価**に関する** こと

2. 虐待の防止(その3)

② 虐待の防止のための「指針」を整備すること。

(指針には次の項目を盛り込むこと)

- ・虐待の防止に関する基本的な考え方
- ・委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・職員研修に関する基本方針
- ・虐待発生時の対応に関する基本方針
- ・虐待発生時の相談・報告体制に関する事項
- ・成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ・利用者等に対する指針の閲覧に関する事項
- ・その他、虐待防止の推進のために必要な事項

2. 虐待の防止(その4)

③ 従業者に対する虐待防止研修の実施

- ・委員会が作成した「研修プログラム」等に基づき、従業者に対し、適切な知識を普及、啓発するための定期的な研修及び新規採用時の研修を実施し、その内容を記録(復命書等の作成)すること。(事業所の内部及び外部研修を含む)
- ・復命書には、開催日時、場所、講師名、出席者名及びその研修に使用したテキストの写しなどを添付して下さい。

④ 担当者の設置

①②③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

◎高齢者虐待防止未実施減算の導入

○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。【告示改正】…所定単位数の100分の1

〇施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

◎高齢者虐待防止未実施減算の導入

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 (新設)
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- →全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。 →運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実 が、発見した日の属する月が「事実が生 じた月」となり、その時点から減算の適 用となる。

3. 衛生管理等

- ① 事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「**委員会**(リモート会議等可)」をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための<mark>指針を整</mark>備すること。
 - ・平時の対策(手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目等)
 - ・発生時の対応(発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所 等、関係機関との連携など)
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施すること。

4.無資格者への認知症介護基礎研修受講の義務付け

○介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

各資格のカリキュラム等において認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している方は対象外です。

⇒ 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、初任者研修 修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修 1級・2級課程修了者 ほか